

第28回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和2年6月2日(火) 午前10時00分～午前11時00分			
開催場所	ホテルイタリア軒 3階 サンマルコ			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	西村 伸也	出		
会長職務代行	岡崎 篤行		欠	
	橋本 学	出		
	増子 和美	出		
	伊藤 明世	出		
	中川 雅博	出		
	薄田 恵子		欠	
	折笠 直志	出		
	富樫 純	出		
	相田 亜希子	出		議事録署名
	渡部 幸之助	出		議事録署名
	清野 奈桜美		欠	
	池田 洋子	出		
	荒川 義克		欠	
	早福 弘	出		
	前田 善久	出		
	和田 大	出		

(司 会)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第 28 回新潟市景観審議会」をはじめさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課課長補佐の草間と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

最初に、第 15 期の新潟市景観審議会委員への委嘱状の交付についてです。審議会案件がこれまでなかったため、委嘱状の交付が本日となりました。皆様の机の上に委嘱状を置いておりますので、大変恐縮ですが、これをもって交付にかえさせていただきます。なお、任期は、令和 2 年 8 月 31 日までとなっております。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、会議に先立ちまして、都市政策部長の柳田よりごあいさつを申し上げます。

(柳田都市政策部長)

改めまして、都市政策部長の柳田でございます。本日は、お忙しい中、またこのような状況下におきまして、審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、本市で 4 地区目の景観計画特別区域指定を目指す旧小澤家住宅周辺地区の特別区域案について、皆様からご審議いただきます。このエリアでは、平成 14 年度に旧小澤家住宅が新潟市に寄贈され、整備工事を経て、平成 23 年度から一般公開が始まっております。また、同時期に新潟大学工学部により、下町エリアの歴史的な資源等に関する調査研究や演習が継続して行われております。平成 26 年度には、新潟大学の演習を契機として、旧小澤家住宅周辺の歴史的な景観の保全に取り組む住民団体が設立されました。市では、この住民団体を景観条例に基づき「景観形成推進組織」に認定させていただき、景観保全に関する技術的な支援や助成金による支援を行ってまいりました。住民団体では、景観保全に関する勉強会などを実施し、その成果として、昨年、本市では初となる「景観法に基づく特別区域の住民提案」をいただいたところでございます。市では、この住民提案を受けまして、特別区域指定の手続きを進めている中、そういった場面におきまして、本日景観審議会に諮問させていただくといった流れになっております。

本日は、よろしくお願いいいたします。

(司 会)

それでは、次に景観審議会委員のご紹介をさせていただきます。改選後初の審議会ですので、順番にお名前を読み上げますので、一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

開志専門職大学事業創造学部教授、西村伸也様。

(西村委員)

西村です。よろしくお願いいたします。専門は、建築です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

新潟大学教育学部准教授、橋本学様。

(橋本委員)

橋本です。専門は、デザインを学生に教えています。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ユニバーサルカラープランナー協会、増子和美様。

(増子委員)

皆さん、おはようございます。増子和美です。日頃は、色彩をカルチャーなどを通して、皆さんに講習をしたりしています。よろしくお願いいたします。

(司 会)

NPO法人まちづくり学校、伊藤明世様。

(伊藤委員)

伊藤でございます。遅くなりまして申し訳ございません。普段は、まちづくり学校というNPO法人でまちづくりのコーディネートをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

弁護士、中川雅博様。

(中川委員)

弁護士の中川雅博です。西堀通四番町で弁護士をやっております。よろしくお願いいたします。

(司 会)

公募委員、折笠直志様。

(折笠委員)

折笠直志といたします。仕事は、福祉の仕事をしております。よろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく公募委員、富樫純様。

(富樫委員)

はじめまして、公募委員の富樫です。私、6年前に会社を卒業してから、新潟をもっと知りたくて、新潟の魅力を実際に見て感じたりするために、新潟市の市報にいがたを情報源にして、延べ270回くらい出たのですけれども、講座やイベント、まち歩き、バスツアーなどを中心に

参加してきました。参加後のレポートやアンケートなどには、意見や感想をなるべく具体的に記載して、例えば新潟らしい魅力づくりや、手前味噌ですけども観光集客に少しでも貢献するよう努めてきました。

応募の動機は、二つあります。一つは、私の大好きな萬代橋から見て、信濃川下流方面を見たときの信濃川河口周辺の川湊と海が眺望できる景観が好きだったのですが、私が平成12年に新潟を転勤したときから帰ってくる、10年後の平成22年に新潟に戻ってきたとき、それが何度も萬代橋に行ったのですけれども、下流側を見て海が見えなかったりして、非常に以前の感激が分からなくなってきました。その原因が分かったのは、平成14年に柳都大橋ができて、その柳都大橋の橋の脚とかが景観を遮って、私の大好きな景観がほとんど見えなくなった。今、シンボリックと言われている言葉を使えば、新潟のシンボリックと言える景観がなくなっていた。非常に残念なのですけれども、今は柳都大橋まで行かないとそれが見えなくなった。今更なのですけれども、柳都大橋のデザインするとき、萬代橋から柳都大橋の方を眺望して、新潟らしい魅力のある景観である信濃川河口の港と海が見えることを大切にしておいて何とか考えてほしいかったと、今でも思っております。結果的には、私の考えた教訓としては、景観の視点場である、どこからどちらを見て何が見えるかをアピールして、その魅力ある景観を教え合ったり、なるべく市民で共有することが大切だと痛感しております。

二つ目の動機は、新潟駅周辺は、2年前ころからさまざまな整備事業がかなり進んでいるわけですが、この景観を意識した提案を何かできないかということを考えながらこの会議に出れば、いろいろな事業の内容とか、進み具合とか、説明をしっかり受けて、そうすると何かが湧いてくるかなど。新潟の周辺のシンボリックな景観を、私なりに考えてみたいと思って応募しました。

少し長くなりましたけれども、今日の議題の最後でもよろしいので、その辺のあたりを質問や意見交換させていただければありがたいと思っております。以上、よろしくお願いたします。

(司 会)

同じく公募委員、相田亜希子様。

(相田委員)

公募委員の相田亜希子と申します。現在は、日本パーソナルイメージスタイル協会というところで理事をしております、サロンが本町通りでございます。そこを拠点にしまして、主に色に関する活動をしております。数年前より、建物のカラーアドバイスに携わることが多くなりまして、景観についても今一度自分の知識を深めたり、こういった場に参加させていただきたいとずっと思っております。貴重な機会をありがとうございます。本日はよろしくお願

いたします。

(司 会)

一般社団法人新潟市建設業協会評議員、渡部幸之助様。

(渡部委員)

渡部でございます。建築を中心に建設業を営んでいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

新潟県広告美術業協同組合、池田洋子様。

(池田委員)

池田と申します。よろしくお願ひいたします。私どもの広告美術業協同組合と言ひますのは、まちの景観の中に造園屋は緑の視点で、また私どもは大きさとか耐久性とか、素材とか、そういうハードな面でいろいろ当たらせていただひております。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

一般社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事、早福弘様。

(早福委員)

新潟県商工会議所連合会の早福でございます。新潟県商工会議所連合会というのひは、県下に新潟商工会議所をはじめ 16 の商工会議所がござひまして、すべての会員は 2 万数千事業者になりますけれども、その 16 の商工会議所で構成します一般社団法人の専務理事を務めております。もともとは新潟商工会議所の専務理事を務めておりまして、新潟商工会議所の専務理事が自動的にと申ひますか、当て職的に新潟県商工会議所連合会の専務理事を務めると申ひことで、今日はいわゆる新潟県商工会議所連合会の立場で出席をさせていただひております。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官、前田善久様。

(前田委員)

前田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私、1 月に着任いたしましたばかりですので、新潟のことはよく分かりませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

新潟県新潟地域振興局地域整備部長、和田大様。

(和田委員)

新潟県新潟地域整備部で部長をしております和田と申します。私ども、新潟市秋葉区を除く 7 区の河川、海岸、砂防、それから鳥屋野潟公園、スポーツ公園を所管しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

なお、新潟大学工学部教授の岡崎篤行様、新潟市消費者合協会新潟支部理事の薄田恵子様、公益社団法人新潟県建築士会新潟支部の清野奈桜美様、一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の荒川義克様におかれましては、本日ご欠席であることをご報告いたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。まちづくり推進課長の武石です。

(武石まちづくり推進課長)

武石でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

まちづくり推進課係長の堀之内です。

(堀之内まちづくり推進課係長)

堀之内でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

まちづくり推進課主査の高橋です。

(高橋まちづくり推進課主査)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

まちづくり推進課主査の加藤です。

(加藤まちづくり推進課主査)

加藤でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、次第、第15期新潟市景観審議会委員名簿。議案、A4カラーの議案(2)補足資料。参考資料として、新潟市景観計画・景観条例の冊子。また参考資料として、新潟市景観審議会規則。そのほか、受付で配布いたしました座席表と、先ほどご案内しました委嘱状でございます。不足等はないでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に会議の進め方についてご説明いたします。本会議は、議事録作成のため録音しております。ご発言の際は、係の者がマイクをお持ちいたしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。なお、本会議は、公開することとなっております。作成した議事録は、ホームページなどに掲載させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、第15期景観審議会として初めての会議でありますの

で、会長選出まで、このまま事務局で議事の進行を続けさせていただきます。

まず最初に、本日は撮影を希望する報道機関の方がいらっしゃいますが、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。「異議なし」ということですので、撮影の許可をいたします。

本日の審議会は、17名の委員のうち13名の方がご出席でございます。新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員定数の半数以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事1「審議会会長及び会長職務代行者の選出」に移りたいと思います。新潟市景観審議会規則第4条第1項の規定に基づき、会長の選出及び会長職務代行者の指名を行いたいと思います。会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(橋本委員)

経験豊かな西村先生に引き続きお願いしたいと思うのですが、私からのご提案です。

(司 会)

ただいま橋本委員から、引き続き西村委員を会長にという意見がありましたが、ほかの方はいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、「異議なし」ということですので、西村委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、西村委員は会長席にお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(西村会長)

西村です。よろしくお願いいたします。会長に指名されました。微力ですが、できるだけしっかりと議論していただきながら、それを新潟市の都市計画を推進できるように尽くしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。会長、以降の議事の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

(西村会長)

それでは、皆様、お手元にある資料を見ていただきながら会議を進めたいと思います。新型コロナウイルス対策の観点から、議事のスムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。

議事は、見ていただくと1、2があつて、1は会長の選出が終わって職務代行者の選出です

ね。それは、資料の最後のページに景観審議会規則というものがあって、第4条の3でしょうか。「会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する」の代行者だと思います。それでいいですか。これは会長が指名することになっているので、岡崎先生を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、岡崎先生に職務代行者になっていただきたいと思います。

次に新潟市景観審議会運営規則第3条により、議事録署名委員を決めさせていただきます。議事録署名委員には、事務局が作成する議事録の内容を確認し、ご署名をしていただくこととなります。署名委員は、相田委員と渡部委員の2名にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

それでは、議事の2に入ります。事務局から説明をいただいて、その後議論したいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より議事2の説明をさせていただきます。「新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について」説明いたします。説明は、お配りしております議案書と補足資料、パワーポイントになっておりますが、こちらを使いまして説明いたします。

はじめに、補足資料をご覧いただきたいと思います。こちらの写真は、新潟市指定文化財の旧小澤家住宅でございます。第15期景観審議会の始めの会議ということもありますので、本日の諮問事項の特別区域の指定に入る前に、本市の景観施策の概要について説明いたします。

2ページ目をご覧ください。下の方になります。本市の景観施策は、景観法に基づくもの、屋外広告物法に基づくもの、法に基づかない独自の制度の三つに大きく分類されております。本市では、景観法に基づく景観計画と景観条例を定めております。併せて、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例を定めております。市独自の取り組みといたしましては、有識者からご意見をいただく「景観アドバイザー制度」や、建物の修景助成制度の「なじらね協定制」を設けています。

それぞれの施策の概要について説明いたします。3ページをお開きください。まず、景観法に基づく景観計画と景観条例の取り組みについてです。景観計画では、市内全域を景観計画区域と設定し、景観形成の方針や景観形成基準を定めています。景観計画区域のうち、地域特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準を定める区域を「特別区域」として、現在3地区指定しており、本日は、4地区目の特別区域についてご審議いただくものです。また、特別区域以

外の市全域を一般区域としています。本市では、景観条例に基づき、景観計画区域内で一定の建設行為を行うなどの場合は、市へ届け出が必要となっており、必要に応じて景観アドバイザーのご意見を聴きながら、景観形成基準へ適合するよう申請者へ指導を行っております。また、景観形成を目的とした一定の区域の土地、建物所有者から構成される組織に対して、公的に認定しながら技術的な支援や助成金の交付などを行っております。

4ページをご覧ください。次に、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例の取り組みについてです。条例では、広告物を原則設置できない禁止区域と、許可を受けて広告物を設置できる許可区域の二つの区域を設定しています。また、広告業を行う場合は、市へ登録が必要となっており、広告物を設置する場合は、原則として許可が必要となっています。広告物は、その種類ごとに大きさや設置位置、個数などの規格を定め、景観計画の特別区域では、別途規格を定めることができることとなっています。本日は、この広告物の規格についてもご審議いただきます。また、一定の規模以上の広告物については、許可申請の前に景観について協議を行い、必要に応じて景観アドバイザーのご意見を聴いたうえで申請者へ指導しております。また、地域に応じた屋外広告物の規格を定める広告物活用地域が1地区、広告物協定地区が2地区ございます。

次の5ページをご覧ください。市の独自制度についてです。「なじらね協定促進助成制度」では、歴史や文化が残るエリアや賑わいの見込める地域において、住宅などの外観修景に要する費用の一部を助成する事業で、現在までに5地区のエリアを認定し支援しています。また、建築、色彩、造園、広告物の有識者から構成される景観アドバイザー制度を設けており、景観法に基づく届け出や屋外広告物の景観などについて助言をいただいています。

以上が、本市の景観施策の概要となります。

続きまして、本日の諮問事項であります。新潟市景観計画の新たな特別区域の指定についてご説明いたします。6ページをご覧ください。現在、本市の特別区域は、中央区の二葉町1丁目1区地区と、信濃川本川大橋下流沿岸地区、旧齋藤家別邸周辺地区の3地区を指定しています。それぞれの特徴といたしまして、二葉町1丁目1区地区は、地元の方の発意によるもので、都心に近接した閑静な住みよい住宅地の景観づくりを目指し、敷地内の緑化などの基準を定めています。また、信濃川本川大橋下流沿岸地区は、本市の都心に流れる大河、信濃川沿いの眺望景観に配慮し、建物の高さを50メートル以下に設定しています。旧齋藤家別邸周辺地区は、江戸時代から続く料亭などの歴史的建造物の保全と、これらの良さを活かした景観づくりを目指し、建物などの高さや色彩などの制限を定めています。そして、この度、本市4地区目の特別区域として、住民の提案を受けまして旧小澤家住宅周辺地区を指定するものでございます。

次に7ページをお開きください。旧小澤家住宅周辺の概要についてでございます。地区内に

は、新潟市指定有形文化財である旧小澤家住宅のほか、国登録有形文化財である高須家住宅、元網元屋敷など、町屋と呼ばれる歴史的な建物が建ち並んでおり、地区の面積は、青色の破線で囲まれた約0.8ヘクタールとなっています。この歴史的な景観を保全するため、特別区域に指定するものでございます。

次に8ページをご覧ください。旧小澤家住宅周辺地区の特別区域では、景観形成の方針、建築工事などを行う場合に市に届出が必要となる行為、景観形成基準、特別区域の範囲、屋外広告物の制限に関する事項について、景観計画を定めることとしております。

ここからは、配布しました議案書におきまして説明をさせていただきます。議案書をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。新潟市景観計画の新たな特別区域の指定についてでございます。

1として、地区名は「旧小澤家住宅周辺地区」としてあります。2の地区概要としては、歴史的な町屋が建ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する地区でございます。

3の景観形成の方針につきましては、三つの方針を定めておりまして、歴史的建造物については保全を図り、歴史を活かした景観づくりを進め、建築物を新築するなどの際は、歴史的な町並みの良さを活かした景観づくりを進めることとしています。また、松などの敷地内の樹木については、維持・管理に努め、歴史的な町並みに調和した緑化を進めるという内容を定めております。

4の届出対象行為についてです。工事などを行う場合は、市への届出が必要となる5項目を定めています。建築物については、新築、増築、改築などを行う場合や、建築物の道路から見える外観を変更する場合に届出が必要となります。工作物についても建築物同様、新設、増設などをする場合や、道路から見える外観を変更する場合に届出が必要となります。また、植栽については、道路から見える樹木などを新たに植える場合、または伐採する場合に届出が必要となります。

次に、5の景観形成基準についてでございます。この基準に基づいて届出を審査することとなります。まず、建築物についてです。表の一番上の項目の高さですが、歴史的な建物との調和を考え、地面から12メートル以下、3階建て以下としています。次の配置については、通りに面する歴史的建築物の多くが道路に接して建てられていることから、壁面を道路にそろえるとともに、道路に面する3階建てのところの壁面は、道路から壁面を90センチメートル以上後退させる努力規定を設けています。

次の形態意匠・色彩についてです。一つ目の黒丸の歴史的な建築物については、建築当初の外観の維持や復元をすることとし、それ以外の建物については、歴史的な町並みに調和する外観とすることとしています。次の黒丸は、例えば蔵に用いられるなまこ壁など、歴史的な建築

物で用いられるデザインを真似て、和風に見えるようにすることは避けるという趣旨でございます。一番下の黒丸で、道路から見える外壁の色彩については茶系色を使用するよう定め、具体的にはマンセル値で規定しています。具体的な色味については、補足資料に戻っていただきまして、9ページ、10ページをご覧くださいと思います。マンセルのものが出ております。こちらの赤枠が、建築物の外壁で使用できる色の範囲を示しています。ただし、アクセントカラーについては色相を限定せず、彩度4以下、明度2から8までとして、使用する壁面ごとの10分の1までとしております。

また議案書に戻っていただきまして、2ページをご覧ください。形態意匠・色彩の続きとなります。一つ目の黒丸の屋根の色彩は、日本瓦の色彩に合わせた黒やグレー系を基本と定めています。次の黒丸の外部に面する建具の色は、茶色系を用いる外壁に合わせ、茶系または黒褐色を基本としています。次の黒丸は、建物の仕上げ材料について定めており、本地区の歴史的建築物でも用いられる木材や漆喰などの自然素材を積極的に用いる努力規定を設けています。次の黒丸は、建具の素材について定めており、木製を基本とし、アルミ製などを用いる場合は、縦棧や格子などをつけるよう規定しています。次の黒丸は、屋根の形状について規定しており、歴史的な建築物の場合は、建築当初の屋根の形状の維持、復元を基本とし、それ以外の建物については、二方向に流れる切妻屋根などの勾配屋根を基本とすることとしています。最後の黒丸は、建物の棟が上大川前通り側に平行し、奥行きが長い建物形状は避けるよう努力規定を定めています。

次の項目の建築物に付属する建築設備についてです。一つ目の黒丸は、室外機や配管などは、道路から見えにくい位置に設置するか、目隠しなどで修景することを定めています。次の黒丸は、太陽光発電設備は、道路から見える場所に設置しないよう努力規定を設けております。次の黒丸は、屋外照明について、歴史的な町並みに調和するよう、過度な光量や白色の色である昼光色を避けるよう努力規定を設けています。

次に、外構については、壁面の連続性を維持する観点から、門や塀を設けるよう努力規定を設けています。

次の工作物について、高さは、建築物と同様に12メートル以下としています。形態意匠・色彩については、歴史的な町並みと調和するよう努力規定を設け、色彩については、建築物と同じく、茶色系をマンセル値で定めています。また、自動販売機については、道路から見えにくい位置に設置するよう努力規定を設けています。

次の木竹については、道路から見える樹木、樹種は、和風庭園で用いられるものを選定し、道路から見える既存の樹木を伐採しないよう努力規定を設けています。以上で、景観形成基準は終わります。

3ページをご覧ください。6の特別区域の範囲についてでございますが、先ほどご説明しました区域となっております。

7は、看板をはじめとする屋外広告物の制限に関する内容でございます。旧小澤家住宅周辺の歴史的な町並みに調和するよう、現在区域内に設置されていない広告物や歴史的な町並みにふさわしくないものなどを禁止する内容としています。まず、一つ目の黒丸は、自家用以外の広告物の設置を禁止するものです。二つ目の黒丸と三つ目の黒丸は、歴史的な町並みにふさわしくないデジタルサイネージや電光掲示板などによる表示や、屋上広告、突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーンの設定を禁止しています。最後の黒丸は、屋外広告物の総表示面積について、1営業所当たり10平方メートル以内とすることとしています。

次に、最後のページになります、4ページをご覧ください。屋外広告物の種類に応じて高さや表示面積、色彩を定めております。壁面広告については、高さを4.5メートル以下とし、表示面積は3平方メートル以内としています。色彩については、建築物の外壁の色に明度9.5の白などの無彩色を追加しています。また、建築物に直接塗装するものは禁止しています。

野立て広告については、高さ2メートル以下、表示面積は1平方メートル以内とし、色彩は、壁面広告と同じ規格を設けています。広告幕については、のれんをイメージしまして、大きさを幅3メートル、長さ3メートル以下と定めています。

以上が、旧小澤家住宅周辺地区の特別区域の指定案となります。

ここで、再度はじめに説明しました補足資料に戻っていただきまして、最終ページになります11ページをご覧ください。最後に、経緯とスケジュールについて説明いたします。本審議会の前に、12月25日から1月23日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。お一人様から賛成意見をいただき、修正意見はございませんでした。また、2月17日に都市計画審議会において指定案を説明し、ご意見はございませんでした。本日、建物や広告物の基準などについてご意見をいただき、その後、市へ届出を提出する内容などを定める景観条例などの改正を行い施行する予定としております。

以上で、議事2「新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について」の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西村会長)

ありがとうございました。少し資料がたくさんあったと思いますが、今、説明をいただきました。ご意見、ご質問がありましたらお受けしますが、最初に事務局から説明があったように、ご意見はマイクを回しますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。それでは、どなたかご意見はありますか。

(富樫委員)

参考に聞いておきたいのですけれども、新潟市の都市計画審議会ですら特に意見はなかったということが議事録に出ていましたけれども、そのときの区域図を見ると、上大川前通りにある小澤邸とあけぼの公園も区域に入っているように見えたのですけれども、その辺がなくなった理由を参考に教えていただければと。

(西村会長)

資料は、これを見ればいいですか。では、皆さん、カラー刷りの資料の7ページを開いておいていただいて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

都市計画審議会の段階でも、実際にこの区域でご説明させていただいているのですが、今、ご指摘の話は、住民からの提案の中であけぼの公園を入れたほうがいいのかというご意見もありました。ただ、市としても、ある程度区域を道路として区切ったほうがいいのかということと、あけぼの公園自体がそういった歴史的なものが非常に少ないというところで、今回についてはこの形で住民の方の了解をいただきながら、区域については決めさせていただいたところでございます。

(富樫委員)

全体に分かりやすくなってよかったのかなとも思っております。ありがとうございました。

(西村会長)

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにありますか。色の説明が多分あったと思いますけれども、色の専門家の立場から何かありますか。

(増子委員)

増子です。この前、旧小澤家も再度見に行ってきたのですけれども、旧小澤家の向かい側の建物もとても素敵だなと思ったのですけれども、住宅なのでしょう。商売をされているのでしょうか。

(西村会長)

道路向かいということですか。

(増子委員)

そうですね。あの辺もとても素敵で、あの向かい側の建物もとても素敵なのですけれども、この指定区域を見ると入っていないような感じなのですけれども、その辺は審議されなかったのでしょうか。提案はなかったのでしょうか。

(事務局)

区域につきましては、道路で区切らせていただきました。この図でいうと右側のエリアも、住民の方から入れたらという話もありましたが、ある程度の区域の中でまとまった段階で、そういった特別区域の指定ということを考えていただければということで、住民の方にご理解いただいたうえで、今回は道路の西側でエリアを区切らせていただきました。

(増子委員)

ありがとうございます。観光で行ったときに、やはり建物と道路と挟んだ向かい側というものも、やはり今インスタとかそういったもので見映えというのでしょうか、そういったことも考えてみると、やはり向かい側とか、道路に面して向かい側の建物というものも大事ななと思いましたので、その辺、またいろいろと議論していただければいいのではないかと感じております。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。住民提案という中で、やはり東側の方の同意が出てきますので、やはり制限がかかるという部分がありますので、そこについては、今後、住民の方と協議して検討させていただければと思います。ありがとうございました。

(西村会長)

この地区指定は、まちの住んでいらっしゃる方の意見がそろわないと難しいし、そういうことがここを起点に少しずつ醸成されていくということですか。

(事務局)

はい。我々としては、そのように考えさせていただいております。

(早福委員)

今のいろいろなやり取りの中で、実際に住んでいらっしゃる、あるいは住んでいなくても、この地権者であるとか、いわゆる権原を持つ人たちとお話は、恐らく十分になされていると思うのですが、確認まで。これは、実は私が生まれ育った下町に非常に近いところで、下本町市場の小路が、ここにも分かるのですけれども、非常に民家がたくさんあるところなので、その辺の住んでいらっしゃる方々、権原を持っていらっしゃる方々との話し合いといたしますか、そこは十分皆さんが納得されてこの指定を受け入れていらっしゃるという理解でよろしいのですね。確認です。

(事務局)

今回、住民提案ということもありまして、基本的に3分の2以上の承諾が必要だということになっておりまして、関係する方の3分の2以上の了解はとれているという状況がございます。特段反対という方はこの中にいらっしゃらない状況で、住民の中での協議が進められたと

ということで、今回、区域を決めさせていただいております。

(西村会長)

よろしいですか。

(早福委員)

はい。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。

(富樫委員)

私、元網元の屋敷とか、高須家住宅のことがよく分からないのですけれども、何か追加して説明がほしかったというのが個人的な意見です。旧小澤家以外はよく知らないものですから。

(西村会長)

もし、今分かる範囲でどういう特徴があるかご説明できたら。

(事務局)

若干、分かる範囲なのですが、基本的に新潟みなとまちという中で、小澤家自体が廻船問屋をやられていたということで、そういった業種として進めてこられた歴史があるという部分がありますので、そういったところの建物が残っているということで、今回、区域の指定に入っているということです。

(事務局)

事務局の加藤でございます。元網元屋敷なのですけれども、網元ということですので、江戸時代からいわゆる漁師さんを雇って漁をして財を成したというお宅ということになります。また、近代に入ってから、北洋漁業といいまして、ロシアの沿岸地域でのいわゆる遠洋漁業でまた財を成したお宅ということで、そういう歴史があるお宅になっております。

(西村会長)

建築の特徴は分かりますか。

(事務局)

建物の特徴なのですけれども、高須家住宅は、いわゆる新潟の伝統的な町屋の造り、間取りを継承されているというものですが、外観は、後世、現代に少し手が入られている部分があるという形です。

また、元網元屋敷は、敷地も大きいですので、いわゆる新潟の伝統的な町屋というような形とは少し造りが違うものになっておりまして、近年、部分的な解体が行われております。また、写真で言いますと右手の方が平屋の母屋ということになっておりまして、この辺の造りも新潟の伝統的な、旧小澤家住宅に代表されるような町屋の造りとは少し異なるという、ある意味そ

れが特徴というようなどころなのかなと思っています。

(西村会長)

ありがとうございます。よろしいですか。今のご質問に対する対応としては、よろしいですか。

(増子委員)

色の専門で来ているので、色についてお話ししたいのですけれども、少し気になったものがあったので、色とは別なのですけれども、今やり取りがあったような、旧小澤家はパンフレット等があるのでいいのですけれども、こういったせっかく指定区域になるので、今おっしゃったような建築物のお話とか、なぜここの登録文化財になっているのかとか、少し説明するような、花街などでの建築物のパンフレットなどをお配りされていると思うのですけれども、この辺のせっかく行った旧小澤家などに、そういったこういうところも見てほしいとか、そういった建築物のお話とか、それらを書いたパンフレット等があるととてもいいのではないかなど。せっかくあるので、新潟もこういった町屋とかそういったところを見てほしい、いろいろなところを巡ってほしいというようなアピールをしていただければいいのではないかなど、今のやり取りをお聞きして感じたところです。

(西村会長)

ご意見ですね。

(事務局)

ありがとうございます。今いただいたご意見も含めまして、地元も、関係者でもそういったことも製作したいというお話もありますので、市と併せて、そういったパンフレットというか、PR的なものもできればと考えております。ありがとうございました。

(池田委員)

今、カラーコーディネーターの方がおっしゃったように、この新潟県というと、本当に水田の棚田、これが有名ですよ。緑がすごい、それが有名。それから、この新潟市というのは、去年開港150周年、行政が主体になってやられましたよね。それこそ廻船、それから北前船とか、いわゆる港というものが新潟の売りですよ。今新潟市は、こうやって旧小澤家はじめ、芸妓さんとか、この辺のところのすごい町並み、これがそのまま残ってしまっていて、これからただそれを守っていくという、そういうための景観条例とか建築の条例とかという、それももちろん縦割りのいいのですけれども、今、感染コロナが収束して、皆これからどこかに行きたいな、遠くへ行くのはあれだけれども、近いところでまちをぶらぶらしようとか、それから私も70代で高齢者、今家でたくさんぶらぶらしています。何か新潟のまちをぶらぶらしたいという、そういう目的も兼ねて、確かに今までのものを守っていく、そのためのいろいろな条例

も大事。それと同時に、よく行政の方たちは住んでよし、訪れてよし、観光という視点でいろいろ政策をなされていますけれども、そろそろこの辺で活発的に新潟をアピールする、それには、昔は観光というと旅行会社のツアーとか、どこか遠いところに行こうとか、ディズニーランドとか、すごいところに行こうという、それも大体一通り行ったと。そうすると、今少しゆとりがあるから新潟のまちをぶらぶらしたいなど、気楽な普段着のままですらぶらぶら行きたいなど、そういう考え方が今あると思うのです。コロナの感染が落ち着いたときに、新潟のまちをどうぞ歩いて楽しく新潟を味わってくださいという、そういう意味で、私も看板業をやっておりますけれども、この看板業も数年前から条例というものが必ずできまして、かなり大きさの制限、もしかしたらおとなしすぎるかな、何か物足りないなど、そう思う気もありますけれども、京都や奈良のようなまちは時々行くと、皆普段着でぶらぶら歩いていますよね。そういう新潟になったらいいなと思いますので、その辺の視点も何か考えられて、新潟のまちを楽しくしていただけたらなと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。今、景観行政全体に対するご意見だと考えていいですか。

(池田委員)

はい。個人的です。

(西村会長)

何かありますか。

(事務局)

景観については、制限がかかる部分もありますので、保存というようなところは、当然、住民の方、関係者と協力しながらやっていく必要があるかと思えます。その中で、観光とかインバウンドとか、いろいろな取り組みが出てくると思いますが、それについては、市としてもいろいろな部署も横断して取り組みを進めておりますし、古町についても古町地区将来ビジョンを作成して、今回の小澤邸のところは入っていないのですが、そういった取り組みを進めて、そういったイメージも住民の方と一緒にやっていくようなことで進めていきたいと思えますので、引き続き調整をしていきたいと思っております。

(西村会長)

守るところと華やかなところと、バランスをとりながら攻めていけということですね。ありがとうございます。これは、意見として受けたまわることにしましょう。

せっかく皆さんいらしているので、伊藤さん、何かご意見はありますか。

(伊藤委員)

今、この地区の旧小澤家は公開されていますけれども、ほかの建物についての今後の活用と

か、公開とかはどのようになりますでしょうか。また、住民の方々の活用とか利用とかというのは、将来お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

今、高須家の方は、民泊をやられているかと思います。非常に熱心にやっていただいております。今回の旧小澤家についても非常にご協力いただいて、進めていただいております。あと、網元屋敷は、今後飲食ができればということで話は聞いております。

(伊藤委員)

ありがとうございます。やはり、民家だと思しますので、民間の方が活用されると、やはり景観が少し変わってきたりとか、手を入れられたりされると思いますので、その辺のところを調整していきながらお願いしたいと思います。

(西村会長)

中川さん、何かありますか。

(中川委員)

まず1点目は意見でして、先ほど委員の方からもご指摘があったかと思うのですが、町屋だと、やはり通りに沿って両側とも同じような雰囲気建物で建っていたり、色味があったりというのが大事なところだと思いますので、やはり見たときに道路の西側の方だけ指定されていて、なぜ東側の方が指定されていないのかというのは思っておりました。

2点目は質問で、今回、4か所目の特別区域の設定ということだったのですけれども、この旧小澤家住宅周辺地区を指定される理由は分かったのですが、全体的に4か所の関連性というか、どういう計画をもって特別区域をそれぞれ指定しているのかという点がよく分からなくて、個別にここは歴史的に重要な建物なので保全をしましょうというようなことはよく分かるのですが、全体的に新潟市の中でどういう、先ほどの観光の計画とも関連すると思うのですが、どういう趣旨で指定されているのか。例えば旧齋藤家別邸と少し近いので、何かここと関連づけて指定するのかとか、そういうところをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

先ほども少しお話ししたのですが、例えば二葉町であれば、こちらも住民提案という形でいただいた中で、緑化を中心とした特別区域指定という形にさせていただいておりますし、連動しているかという、やはり各々になってしまうのですが、信濃川の部分であれば、やはり景観を維持するために、市が中心になって高いものを建てるとう非常に景観が悪くなるだろうということで、関係する専門家の方の意見をいただきながら、そういった制限をかけたり、旧齋藤家別邸につきましても、やはり歴史的な町並みだということで、市としても保存してい

かなければいけないということで指定をさせていただきます。各エリアによって若干入り方が違ってはきているのですけれども、そういった形で、新潟のすべてをやっていくというわけにはいきませんので、やはり関係者の意見を聞きながら、気運が高まったところについてそういった形で特別区域に順番に指定させていただいている状況でございます。

ただ、お話のあった東側についても、やはり規制がかかりますので、その辺の了解をいただくにもやはり時間もかかると思いますし、住民の方から意識していただけるというような段階になれば、非常にスムーズに、今回の旧小澤家のような形で進められるのかなとは思っています。

(中川委員)

分かりました。

(西村会長)

今のご質問は、多分、それぞれの地区指定されたスポットの場所を結ぶ上位の計画が必要だろうというご意見だと思いますが、それについては何かありますか。

(事務局)

今の段階で上位の計画的なところまではないのかなとは思いますが、都市計画的な部分での全体的な流れとしては、位置づけとしてはさせていただいているかと思うのですけれども、先行して計画的にここを特別区域にしていこうというような、そういった計画は持っておりません。

(西村会長)

多分、回遊するルートだとか、それぞれの地区がまとまって、西大畑とかが一緒になってどういう雰囲気のある地区をつくるかとか、それから川べりの区域がどう結びつくかとか、そういうことだと思うのですね。そういう計画が必要ではないのかとおっしゃっているのだらうと思いましたが、そうですか。

(中川委員)

はい、そうですね。旧小澤家のホームページなどを見たりすると、旧齋藤家別邸とか、まち歩きマップみたいなものがホームページにあたりるので、特別区域として指定するかどうかは別として、全体的な計画をもって今後も特別区域を指定されたほうがいいのかというところがあって、住民提案なのということならばご指摘のとおりだとは思いますが、それだけだと、単発で言われたのでここを指定しますということだと、何か先がないような感じがするので、もちろん住民の方のご意見というものも大事だとは思いますが、それとは別に全体的な視点をもってここを指定して、指定しなくてもいいのですけれども、ここを重要な拠点と考えて、このように新潟市としては観光として売り出していこうという視点があってもいいのではないかとというような意見です。

(早福委員)

関連で。早福です。今の中川先生がおっしゃったことと本当に同じなのですが、今日ここに西村先生とか、橋本先生とか、あと岡崎先生は今日ご欠席ですけれども、古町花街、これからきちんとしていこうとかかわっていらっしゃる方が多い中で、私たち、これは県連としてではなくて新潟商工会議所としてなのですけれども、やはり歴史ある新潟の町並みとか関連の資源をどのような形で総合的に構成して、それこそ発信力を高めていくかということが大事なのだろうと。少し抽象的な言い方で恐縮ですけれども、ここは景観のことなので、今はこの旧小澤家住宅の周辺のところということで、そこからなかなかはみ出することは、少なくとも今やっていることはあまりはみ出することはできないのと思うのですけれども、あと花街のこととか、もっとざっくり言うと、例えばですけれども古町芸妓なども含めて、そういった新潟の歴史を感じることができる資源というものはまだまだたくさんあって、先ほど先生も言われましたけれども、その上位の概念でどのような形でみなとまち新潟、それからその歴史を知っていただくようにするかという、そのような、もう少し俯瞰するような形で、市当局は当然そういった意識をお持ちだと思うのですけれども、これはこれ、それはそれとって法制度的にはそうなるのだと思うのですけれども、やはりあくまでもこれからのもっていき方としては、こちらもあります、あちらもあります、今日は出ていないけれども花街もあります、それから柳都振興、古町芸妓もいます、そういうものを本当にまとめてといいますか、全部シグマ、足しあげたもので市の魅力を知らしめていくという、そういう観点が改めて大事なのかなと。今まで皆さんのご意見を伺っていて、そのように感じました。

(西村会長)

ありがとうございます。恐らく今のお二人のご意見は、池田さんのご意見も含めて、景観計画の中に収まりきれなくて、観光や経済やいろいろな、まちづくりのいろいろなことが全体に集合してはじめてなっていくのと思うので、ぜひ市の内部で横のつながりのご検討をくださいということが皆さんのご意見だということでもいいですか。よろしいでしょうか。

(事務局)

なかなかここですべてご回答しきれない部分があるので申し訳ございませんが、今、横のつながりはもつような形でいろいろなチームができておりますので、そういったいろいろなPRも含めて進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(西村会長)

折笠さんはいかがですか。

(折笠委員)

先ほどあったように、京都とか観光地などで、コンビニなどがよく同じようなカラーマッチ

ングで入っているという例がよくあるので、それはやはり近くを走ってみると、ここに住んでいる人は本気でやる気なのだなということを感じることがあるのですね。ですので、ここだけでその関係をつくることはできないのですけれども、やはり周囲も含めてうまくマッチングできればいいなと思って聞いていました。あとはいろいろ勉強させていただきますので、今後活かしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(西村会長)

ありがとうございます。

(相田委員)

皆さんの意見をお聞きして、私も意見という形にはなるのですが、今後のスケジュールというところの説明で、パブリックコメントの市民からの意見が1名というのが、とても寂しいなとお聞きしたときに感じました。私も講座などで、この新潟市独自の計画、取り組みは本当に素晴らしいと思っていていろいろお話しする機会があるのですが、会場にいる方はほとんど皆さん知らないということが多いのです。せっかくの取り組みなので、やはり市民の方にもよりよく知ってもらいたいということと、市民からこういった特別区域があるということと新潟市は文化がしっかりあるということを感じるような広報、そういったものがこれからますます盛り上がるというなと思いました。

もう一つなのですが、広告や屋外の色彩ということで、住宅とかそういった説明に関するものに関しても、明度さというものが見やすさにはかかわってくるのかなとも思います。大切な情報とか、そういったものが、訪れる方は高齢者の方が多くなるのかなとも思いますので、ユニバーサルカラーとかユニバーサルデザインの観点で、そういった景観と見やすさが融合してどうか、どちらも両立できるような看板設置とか説明が行われていくというなと感じました。

(西村会長)

ありがとうございました。何か事務局からありますか。

(事務局)

そうですね。

(西村会長)

分かりました。ご意見として伺っておきます。

(事務局)

ありがとうございます。

(渡部委員)

皆さんがおっしゃってくださったことで出尽くしているかと思います。結構です。

(西村会長)

いいですか。

(渡部委員)

はい。

(前田委員)

私、特に意見はないのですが、皆さんが思われた意見と重複するのですが、確かにこの通りの両側がなぜ指定できなかったのかと思っていたのですけれども、ただ、左側の方は所有関係が結構すっきりしているのですが、右側はかなり所有関係が入り乱れているので、なかなかほかの住民の意見を集約できなかったから仕方ないのかなと思っているのですが、ふと思ったのは、補足資料のカラーの7ページなのですが、これは質問なのですけれども、元網元屋敷などを見ると電柱とかがあるのですが、この通りのところをせっかく指定しているので、例えば将来的に電柱を電線地中化するとか、そういう計画などは特にございますでしょうか。

(事務局)

現段階で、電線地中化についてはまだ調整していない状況なのですけれども、正直なところそういった予算の関係とかいろいろなこともありますので、そういった歴史的なエリアということもありますので、その辺は相談させていただきながら対応の検討はできるのかなと思います。実際にやれるかどうかは、電気の引き込みの関係もありますので、そうした場合にいろいろな問題が出る可能性もありますので、その辺は今後の検討とさせていただければと思います。ありがとうございます。

(前田委員)

ありがとうございます。

(西村会長)

よろしいですか。

(和田委員)

和田です。審議については、異論はございません。

個人的な意見で申し訳ありませんが、有名どころの旧小澤家がまだ、というのが正直なところでありまして、これからこういうもので地元の人の機運の醸成というか、私は村上が大好きで、実は最初の赴任地が村上でして、当時はこういった価値観がない時代でしたので、バブル以前でして、随分都市計画道路を造りながら旧家を壊していたような気がします。そういう悔恨の意もありまして、地元の住民の方々の機運の醸成が一番だと思いますので、そういうものを育むような形で進めていただければと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。

最後、橋本先生締めさせていただきますか。

(橋本委員)

私も景観アドバイザーという役職も行っているのですが、こういうできるところから住民主導で制度が成り立っていくというのは、やはり喜ばしいことで、皆さんのご意見の中にあつたように、道路を挟んだ向かい側とか、この点が線になっていくという形が町並みを形成していくと思います。これをぜひ話し合う機会というのが、これは審議会なので、この審議に対して意見を述べていくというものですけれども、もう少しワーキンググループみたいな形で話し合う機会ということも、市の中で作っていただければと思っています。

それから、景観の審議会の内容に戻らせてもらいますが、見てみると、アクセントカラーの扱い方で10分の1という数字があるのです。これ、アドバイザー会議の中でアクセントカラーの数値というのはなかなか見当たらないので、少し新鮮に見えたのですが、この根拠資料というものは何かありますか。事例とか。それだけ少し教えていただけないでしょうか。

(西村会長)

カラーの資料の10ページ目の右上の。

(橋本委員)

そうですね。上のほうにありますね。強調色を使用する。壁面の10分の1以内というものがあるのですが。

(西村会長)

事務局は何かありますか。

(事務局)

アクセントカラーの面積の制限につきましては、区域内の建物の写真などからシミュレーションしまして、許容範囲は10分の1くらいかなということで判断させていただいてまして、仙台市とか大阪市などの事例も少し参考にしたうえで、それから住民の方とも協議して設定させていただいたということです。

(橋本委員)

事例もあるわけですね。たくさん。

(事務局)

はい。

(橋本委員)

それから、実際、アクセントカラーの10分の1の使い方ですが、使い方によっては

すごいことができるので、これを最終的に許可するかしないかは、どういう仕組みで何か制度があるのでしょうか。

(事務局)

基本的に審査の段階で確認をさせていただくことにはなると思うのですけれども、その辺、今、色の指定のところはさせていただいているので、その範囲の中ということで、どのようなものが出てくるのかということはあるかもしれないのですけれども、その中で場合によってはお願いという形を取らざるを得ない時もあるのかなとは思っています。

(橋本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(西村会長)

よろしいですか。アドバイザー会議は、ここにかかわるのですか。地区指定に。コントロールに。

(事務局)

基本的に、すべて届出は相談させていただくことになると思います。

(橋本委員)

分かりました。では、従来通り、数字だけクリアしていれば処理されるわけではなくて、案件が出てきた中で有識者がある程度目を通して判断するということですね。分かりました。ありがとうございます。

(西村会長)

安心です。どうもありがとうございました。ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

たくさんご意見をありがとうございました。全体的には賛同を得ているのだと思います。ベースとしては。でも、いろいろなことで、将来いろいろな手当が必要だというご意見だったと思いますが、今回のご提案を原案のまま承認していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

これで議題の1、2が終わって、今回の審議会の議題が終了しました。ありがとうございます。何かほかにご意見があれば伺っておきますが。

(富樫委員)

今後のために、感想と意見を言わせていただきます。若干提案をさせていただきたいのですが、一つは、この景観審議会、せっかく公募委員になったのですけれども、開催する回数が少なすぎるなど。急ぐ承認案件がなくても、いろいろ新潟の良い景観づくりのために、いろいろな工夫を、皆さんの意見もいろいろと出てきますので、常に課題をつくりながら意見交換する

機会をもっと増やすべきだなと思っています。年2、3回くらいはやるつもりで、今回のように2年に1回とか、前回を入れると約4年に2回、これはあまりにも少なすぎると思います。今回の我々の第15期の景観審議会は8月末までですけれども、6月、7月、8月、あと3か月あります。ぜひもう一回開催したらどうか、提案したいと思います。

そのとき、前回の第27回の景観審議会の議事録を見てきたのですけれども、いろいろな議論があって、宿題が二つほどあったのではないかと考えています。一つは、金沢と富山の駅前の指定についてという広告の話です。それから二つ目が、屋外広告の話だけではなくて、今話題の新潟駅とか新潟駅舎とか、どのように計画されているのか、この辺について事務局からぜひ説明する場を設けて議論しておきたいという話がありました。2年以上経ってしまっていますけれども、まだ3か月ありますので、ぜひこの二つについて、次回、8月末で結構ですので、報告を二ついただいて、そこでいろいろ審議させていただいて、次回の第16期の景観審議会に引き継いだらどうかと考えております。具体的なスケジュールを、勝手なスケジュールを考えてみたのですけれども、まずいろいろな報告事項の資料とかについては、事務局から事前に7月中に配布していただいて、報告事項だけではなくて、各委員から、我々も含めて何か浮かんだこと、質問、意見を含めて、提案事項も含めて、特に新潟駅周辺に関することについて、6月中にこのメンバーから事務局にメールをして、そしてそれも含めて事務局が8月のはじめ頃に8月下旬の開催に向けて委員の都合予定を聞いてやれば、3か月あればかなりの審議ができるのではないかと。また勉強会も含めてできるのではないかと考えておりますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。事務局、何かありますか。

(事務局)

この件については、また少し、会長も含めて相談させていただいて、皆さんに集まっていたのか、こういう状況もありますので、実際にどういう審議をやるのかも含めて検討させていただければと思います。よろしいでしょうか。

(西村会長)

いいですか。富樫さん、よろしいですか。

(富樫委員)

聞こえません。

(事務局)

一度、内部で検討させていただいたうえで、また会長とも相談させていただいて、審議の内容等についても含めて検討させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(富樫委員)

先ほども話が出ましたけれども、今、守りの景観という話が出ましたけれども、今が攻めのチャンスといたしますか、新潟駅、いろいろ整備計画が進んできているわけですが、まだ提言できることがあるのではないかと。今のうちに。それが、攻めるチャンスが、今がチャンスだというくらいのもりで、この3か月をぜひ活かしていただきたいと思います。具体的には、個人的には、メールすることは十分考えていきますので、皆さんもご賛同いただければと思っています。

(西村会長)

では、事務局で少し対応をご検討ください。橋本先生がおっしゃったように、ワーキングとかもあるかもしれないです。

(事務局)

検討させていただければと思います。

(西村会長)

ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

それでは、活発なご意見をありがとうございました。事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第28回新潟市景観審議会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。